

様式第二十五号の八（第十八条の八関係）

（表面）

53.92 ミリメートル以上 54.03 ミリメートル以下	(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証 修了証番号 第 号
	写真 30.00 ミリメートル 24.00 ミリメートル
	この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号 の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
	修了年月日 年 月 日
	(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印 (登録番号 第 番)
	85.47 ミリメートル以上 85.72 ミリメートル以下

（裏面）

備考	

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。